

## 第 355 回月例会・報告概要

開催日：2017 年 10 月 21 日（土曜日） 10：00～

報告者：若林 潤（泉）

テーマ：三角相殺を使ったグループ会社の債権保全の可能性と限界

報告者コメント：グループ会社を介した三当事者間で債権・債務が存在する場合に契約等を用いて相殺をする所謂三角相殺を利用したいという企業側の一定のニーズが存在します。本報告では、裁判例を参考としながらその射程を検討しつつ、三角相殺の利用可能性と限界を探ることを目的としています。

### 報告概要：

#### 1. はじめに

- ・与信管理のニーズ

#### 2. 相殺

- (a) 一般原則 : 民法 505 条以下、  
破産法 67 条（相殺権）、同 71・72 条など

(b) 三角相殺（三者間相殺）

→ここで想定しているのは、当社とグループ会社がそれぞれ債権と債務を第三者企業に有しているケース

→古い時代の判例（大判大正 6・5・19 民録 23・885）や我妻『債権総論』

#### 3. 三角相殺の限界

- 事例 1：最三小判平成 7・7・18 集民 176・415 グループ二社間の契約  
一審（神戸地裁） 相殺肯定（第三者弁済の考え方）  
原審（大阪高裁） 相殺否定（二社間の契約では相殺の合理的期待を欠く）  
最高裁 相殺否定（原審の認容）
- 事例 2：最二小判平成 28・7・8 裁判所ウェブサイト デリバティブ取引に伴う合意  
一審（東京地裁） 相殺肯定（停止条件付債権の相殺も許容）  
原審（東京高裁） 相殺肯定（同上）  
最高裁 相殺否定（二者間の対立がないものは民事再生法 92 条の対象外）  
→千葉補足意見に対する評価
- 事例 3：最二小判平成 24・5・28 民集 66.7.3123 委託を受けない保証人による事後求償権の相殺抗弁  
一審（大阪地裁） 相殺肯定（事後求償権は他人の債務にあたらぬ）  
原審（大阪高裁） 相殺肯定（停止条件付債権を付加）  
最高裁 相殺否定（破産法 72 条 1 項 1 号の類推適用）

#### 4. 実務上採りえる方策の考察

- ・法的倒産時における三角相殺の実務上の有用性は限定的になってきた。  
→債権債務の相互性を確保する方策の検討
  - ①三角相殺
  - ②商流変更
  - ③債権譲渡
  - ④連帯保証、併存的債務引受

5. 民法改正の影響

- ・改正民法 511 条 1 項 - 無制限説の採用  
→無制限説と三者相殺
- ・同条 2 項 → 債権譲渡スキームのリスク

以 上